

公募型プロポーザル方式に係る手続開始のお知らせ

次のとおり企画提案書の提出を求めます。なお、本業務にかかる契約の締結は、当該業務に係る平成28年度予算が成立し、予算の配当がなされることを条件とするものです。

平成28年1月15日

世田谷区

1 業務の概要

(1) 件名

「北沢三・四丁目地区 茶沢通り(B区間)」の整備に関する業務委託

(2) 業務概要

道路新設拡幅事業「北沢三・四丁目地区 茶沢通り(B区間)」(以下「茶沢通りB区間」という)は平成22年3月31日に決定され、これまで道路事業用地取得及びこれに伴う補償に関する業務を行っているところである。

本業務は、茶沢通りB区間において、未買収用地の取得に向けて交渉を進め、買収を行うものである。

(3) 履行箇所

世田谷区北沢三丁目22番から15番先まで(別紙1 位置図参照)の茶沢通りB区間の一部(別紙1 箇所図参照)

- ・対象箇所 20箇所
- ・対象面積 約537.3平方メートル
- ・土地所有者等権利者数 約45名

(4) 業務内容

茶沢通りB区間の道路事業用地取得及びこれに伴う補償に関する業務のうち、土地及び建物の関係権利者に対し、土地の評価方法、建物等の補償方針及び補償額の算定内容等の説明、補償金に関する税制度の説明、並びに権利者の求めに応じて代替地の情報提供等を中心として、これに付随する業務を総合的に行うものとする。

- 1) 補償説明方針の策定及び補償説明用資料の作成等
- 2) 権利者等に対する補償説明
- 3) 物件補償調査及び補償額算定
- 4) 補償額算定書の照合
- 5) 補償額算定後の補償説明
- 6) 補償説明記録簿の作成及び報告
- 7) 補償説明後の措置
- 8) 承諾書及び配分協議書成立書等の受託
- 9) 契約及びこれに付随する事務
- 10) 移転履行状況等の確認
- 11) 移転履行状況等確認後の措置

12) その他の業務

(5) 履行期間

平成28年4月1日から平成31年3月31日まで

平成29年度以降の委託契約は年度ごとに行うこととし、前年の履行状況が良好であること、予算配当の議決が得られることを条件とする。

2 参加資格要件

次に掲げる条件を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同令第167条の11第1項において準用する場合も含む)の規程に該当しないこと。また、同条第2項による措置を現に受けていないこと。
- (2) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 世田谷区から入札参加禁止または指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 法人税、法人事業税、都道府県民税・市町村民税、消費税及び地方消費税に滞納がないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項に基づく更正手続き開始申立または民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項に基づく民事再生手続き開始申立をしていないこと。
- (6) 公共用地の取得に伴う損失補償基準等に基づく公共用地取得に係る補償業務の受託実績を有すること。なお、補償額算定業務においては「損失補償算定標準書」及び「東京都の事業の施行に伴う損失補償基準」いずれの算定基準に基づく補償算定業務についても実績があること。
- (7) 「補償コンサルタント登録規程(昭和59年建設省告示第1341号)」(以下「登録規程」という。)第2条第1項の別表に掲げる全ての登録部門において登録を受けていること。
- (8) 本委託業務の実施において、必要に応じて以下の技術者等を配置できること。

主任技術者(業務責任者)

次の要件を満たす者を配置できること。

- ・ 社団法人日本補償コンサルタント協会が定める「補償業務管理士研修及び検定試験実施規程(平成3年3月28日理事会決定)」第3条に掲げる部門のうち、土地調査部門、物件部門、補償関連部門及び総合補償部門において同規程第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録された補償業務管理士であり、かつ公共用地取得に関する補償業務について10年以上の実務経験及び本業務の対象事業と同規模の事業における公共用地取得に関する補償業務について5年以上の指導監督の実務経験を有する者。

技術者

次の要件を満たす者を配置できること。

- ・ 社団法人日本補償コンサルタント協会が定める「補償業務管理士研修及び検定試験実施規程(平成3年3月28日理事会決定)」第3条に掲げる部門のうち、物件部門及び補償関連部門において同規程第14条に基づく補償業務管理士登録台帳

に登録された補償業務管理士であり、かつ公共用地取得に関する補償業務について、1件以上の実務経験を有し、本件業務に専任できる者（実績については、平成18年度以降に完了した業務とする。）

担当者

公共用地取得に関する補償業務について、1年以上の実務経験を有する者。

- (9) 本業務における補償関係者と技術者、担当者間において、資本的及び人的関係がないこと。
- (10) プライバシーマーク又は情報セキュリティマネジメントの認証を受けていること。または、自社において個人情報保護に関する規定を設けていること。

3 企画提案書等の提出者を選定する基準、選定する概数

本件では原則、参加表明書に基づき上記2の参加資格の確認のみを行うが、参加資格要件を満たす法人の参加申込みが多数となった場合は、参加表明書の記載内容及び添付書類の内容を評価して提案書等の提出者を3社程度に選定する。

<主な評価項目>

- (1) 法人の同種業務の実務実績
- (2) 業務実務体制及び業務分担
- (3) 主任技術者（予定）及び従事者（予定）の同種業務の実務実績

なお、選定結果については、平成28年2月3日（水）までに通知発送する。

4 企画提案書を特定するための評価基準

- (1) 企業実績（業務実績）
- (2) 企業体制
- (3) 業務方針
- (4) 特定テーマに対する提案
- (5) 専門技術力
- (6) 取り組み体制
- (7) 見積り金額の妥当性

5 審査

書類及びプレゼンテーションにより審査を行う。

審査予定日 平成28年3月9日（水）

6 手続等

- (1) 担当部課

〒155-8666 東京都世田谷区北沢2-8-18（北沢タウンホール6階）

世田谷区北沢総合支所街づくり課 松本、村田

電話番号 03-5478-8031

電子メール SEA02209@mb.city.setagaya.tokyo.jp

（窓口受付時間：土・日・祝日を除く午前9時から午後5時まで）

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

1) 交付期間

平成 2 8 年 1 月 1 5 日 (金) から平成 2 8 年 1 月 2 9 日 (金) まで

2) 場所及び方法

上記 (1) にて窓口配布

(3) 参加表明書の提出期限、場所及び方法

1) 提出期限 平成 2 8 年 1 月 2 9 日 (金) 午後 5 時 (必着)

2) 提出場所 上記 (1)

3) 提出方法 持参による

提出する場合はその旨を事前に提出先に電話連絡すること

(4) 提案書等の提出期限、場所及び方法

1) 提出期限 平成 2 8 年 2 月 2 9 日 (月) 午後 5 時 (必着)

2) 提出場所 上記 (1)

3) 提出方法 持参による

7 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本通貨に限る

(2) 契約保証金：免除

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 当該業務に直接関連する他の委託契約を当該業務の委託契約の相手先と随意契約により締結する予定の有無：有

平成 2 9 年度「北沢三・四丁目地区茶沢通り (B 区間)」の整備に関する業務委託

平成 3 0 年度「北沢三・四丁目地区茶沢通り (B 区間)」の整備に関する業務委託

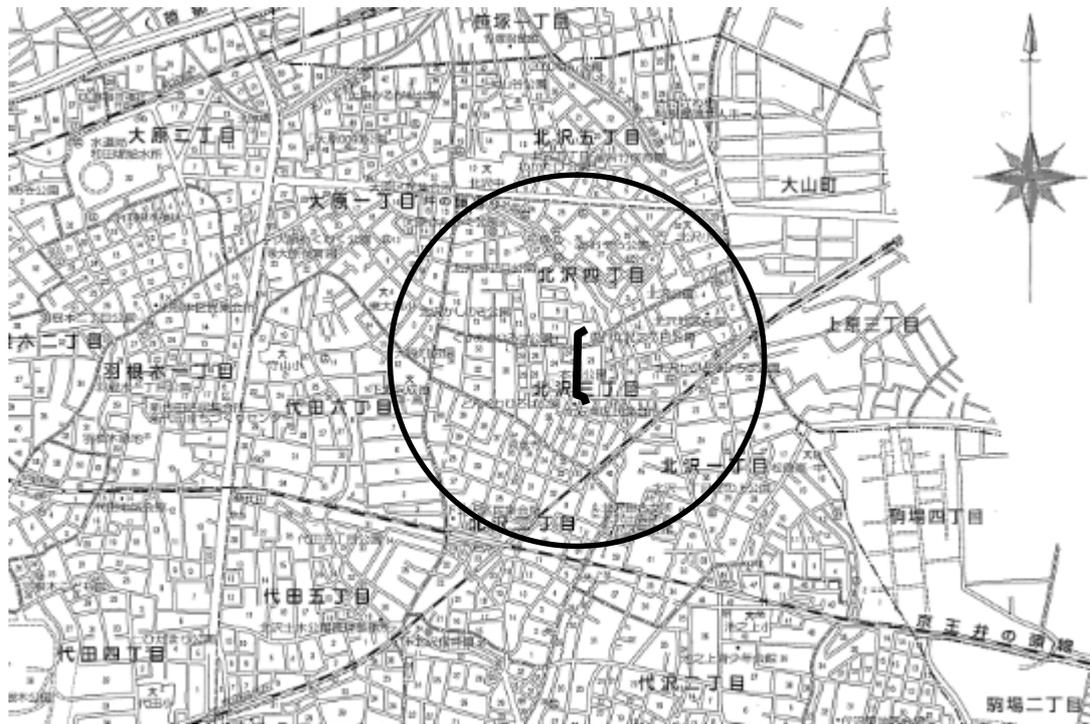
(5) 関連情報を入手するための照会窓口：上記 6 (1)

(6) 区は、この案件に参加を表明した者及び企画提案書を提出した者の商号・各称並びに企画提案書を特定した理由 (審査経過等) を公表することができる。

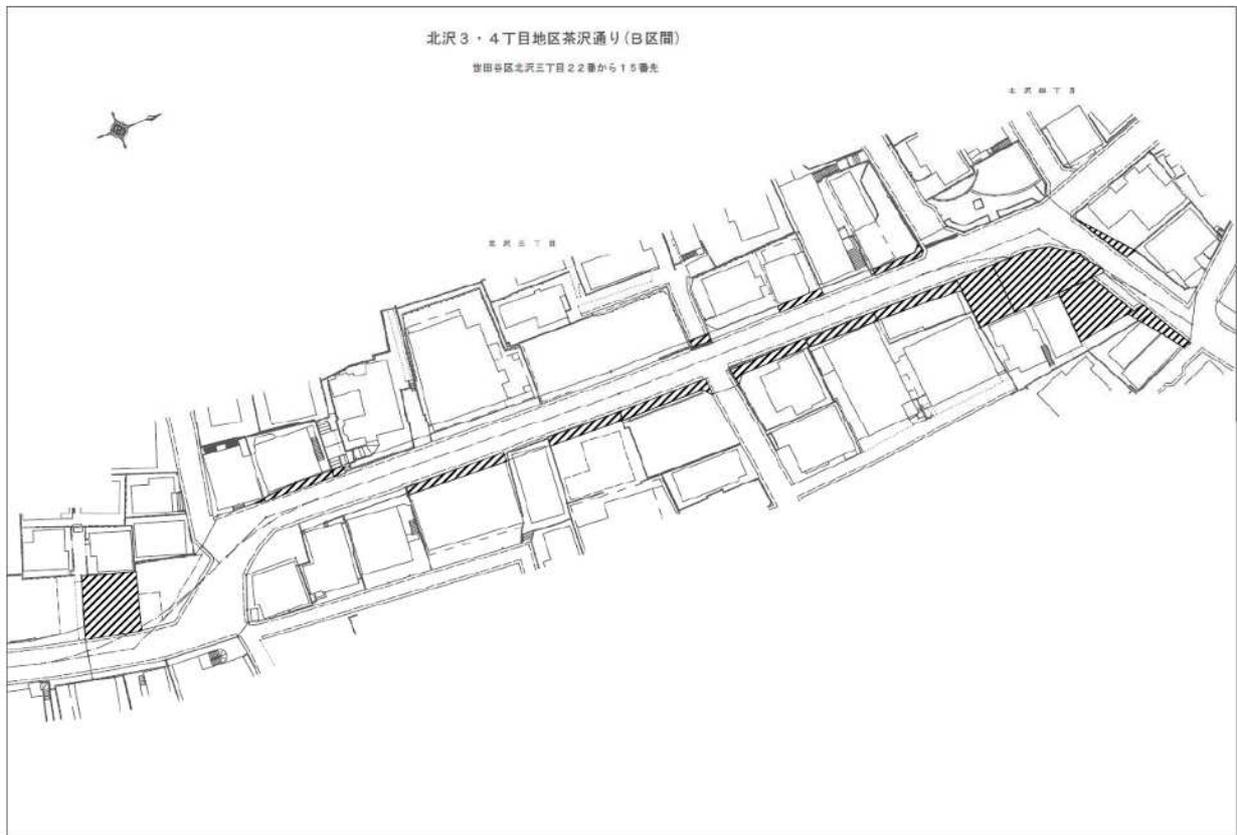
(7) 詳細は説明書による

(8) 本プロポーザルは契約候補者の選定を目的とし、世田谷区は選定された提案書の内容に拘束されないものとする。

位置図



箇所図



対象箇所